



純資産と資本

横浜市立横浜商業高等学校教諭 粕谷 和生

今、簿記会計分野でホットな話題の一つになっている純資産と資本についてQファイルに整理してみました。

Q1 純資産＝資本？

「資産の総額から負債の総額を差し引いた額を純資産という」と会計の教科書に書いてあります。また、簿記の教科書に書いてある資本等式は「資産－負債＝資本」です。これから考えると純資産＝資本のように思えます。しかし、貸借対照表の資本の部は、純資産の部に変更となりました。

純資産と資本は異なるものなのでしょうか？

従来は、純資産＝資本となるように資産と負債が決められていました。しかし、今日では国際的な会計基準において主流をなす資産・負債アプローチが多くの場面で採用されるようになり、資産と負債が先ず初めに決められます。そうすると資産でも負債でもない項目が出てきます。

例えば、その他有価証券評価差額金や新株予約権などです。これらは資本にも該当しません。資本であるためには、その項目が株主（個人企業であれば店主）に帰属するという要件が必要です。

このままでは貸借対照表のどこにも、その他有価証券評価差額金や新株予約権などを記載する場所がありません。そこで貸借対照表純資産表示基準は、資産の部から負債の部を差し引いて純資産の部を作り、さらに純資産の部の中に株主資本とそれ以外の部分を設け、株主資本に従来の資本の部を記載し、それ以外の部分にその他有価証券評価差額金や新株予約権などを記載することとしました。

つまり、純資産の部＝株主資本（従来の資本の部を記載）＋それ以外の部分（その他有価証券評価差額金などを記載）と構成しました。したがって、今日では「純資産≠資本」です。なお、「株主資本」というネーミングは「資本が株主に帰属するもの」であることを強調するために「資本」の前に「株

主」の二文字をつけたと説明されています。

また、かつては、その他有価証券の評価差額を「資本直入する」といっていましたが、純資産の部が新設され、株主資本ではなく、それ以外の純資産の部分にその他有価証券評価差額金を計上するようになったため、現在は、その他有価証券の評価差額を「純資産直入する」といっています。

Q2 純資産の部が二重構造の理由？

IASB や FASB など国際的な概念フレームワークでは、資産と負債の差額は持分（equity）と定義され、これは、日本の純資産と同義であるといわれています。しかし、日本ではQ1でみたとおり純資産の部を二重構造にします。

なぜ、日本だけがそのようにするのでしょうか？

IASB や FASB の概念フレームワークは、資産・負債アプローチにより、まず、資産と負債を定義し、両者の差額から純資産を導き、純資産の変動から包括利益が計算されるという構成をとります。日本の概念フレームワークも同じ構成ですが、日本では収益・費用アプローチも重要と考えられているため、包括利益とは別に当期純利益をととても重視します。

この当期純利益は、元手となる資本（株主資本）によって生み出されますから、当期純利益は株主資本の当期増加額（資本取引を除く）ということになります。つまり、期末資本－期首資本＝当期純利益です。もちろん株主資本の当期増加額は、損益計算書で計算される当期純利益と一致します。計算式は収益－費用＝当期純利益です。

したがって株主資本を他の純資産の項目から区分することによって、損益計算書の当期純利益の計上を貸借対照表の株主資本の増加に直接結びつけることができるようになります。つまり、当期純利益と株主資本との連携を図ることができるのです。

今まで出てきたキーワードを下記のようにつなげて、Q2を整理してみましょう。

- (1) 資産・負債アプローチ⇒純資産⇒包括利益
- (2) 収益・費用アプローチ⇒株主資本⇒当期純利益

IASB や FASB の概念フレームワークは上記(1)に重点を置きますから、当期純利益の計上は求めています。他方日本では、上記(1)と(2)の両方を反映させるために、純資産の部を二重構造にする工夫をしています。ただし、わが国では当期純利益の情報価値が高いことを理由に包括利益の開示は要求していません。

Q3 純資産と資本に関する教科書の記述は？

平成 19 年度版会計の教科書の貸借対照表では「純資産の部」と表記され、簿記の教科書では、「負債および資本」と表記されています。会計では純資産、簿記では資本となっていますが、どうして簿記と会計とで教科書の記述に違いがあるのでしょうか？

平成 17 年 12 月に公表された貸借対照表純資産表示基準によって、「資本の部」が「純資産の部」に変更となりました。そして表示については、この基準に合致する形で平成 18 年 2 月に会社計算規則が制定され、同年 5 月に会社法と関連法務省令が施行されました。このような激動を受けて会計の教科書は、急遽書き換えが行われ、平成 19 年度版から「純資産対応」の教科書となっています。

他方簿記では、貸借対照表純資産表示基準や会社計算規則が株式会社を対象としていること、さらに、Q1 と Q2 でみた今日的な純資産概念と資本概念を簿記で指導する必要はないことを理由に平成 19 年度版教科書は、従来どおりとしました。

しかし、平成 20 年度版の簿記の教科書では、貸借対照表の貸方は「負債および資本」から「負債および純資産」に変更となります。これは、個人企業も規律の対象とする商法施行規則第 8 条で「貸借対照表は、資産・負債・純資産の各部に区分して表示しなければならない」と規定したからです。

もっとも、簿記の教科書で純資産とするのは貸借対照表の貸方の表記だけで、本文の説明はすべて「資本」で記述します。

理由は、簿記の教科書が前提とする個人企業では、その他有価証券評価差額金や新株予約権などは出てこないで、Q1 で話題となった純資産を考える必要はないからです。また、簿記で計上する利益は当期純利益ですから、簿記の仕組みの説明では、純資産ではなく資本を使って説明しなければなりません。なぜなら、当期純利益を生み出すのは資本であって純資産ではないからです。したがって、期末資本－期首資本＝当期純利益の計算式の資本を純資産に変えて、期末純資産－期首純資産＝当期純利益とするのは誤りとなります。

また、教科書（新簿記 p18）にある「資本の増加の原因となることから収益という」の記述中の資本を純資産に変えることも誤りです。純資産の増加には収益以外も関係するからです。したがって、取引要素の結合関係（新簿記 p28）の図においても純資産は使えず、資本を使わなければなりません。さらに「資本を元手に云々」といいますが、「純資産を元手に云々」ということはありません。このように今日では、資本と純資産については、似ているようで微妙に異なります。

Q4 新株予約権は引越しをした？

これまで、新株予約権は負債の部に計上されていましたが、現在は純資産の部に計上されます。どうしてですか？

新株予約権は、これまで仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上していましたが、返済義務がないことから負債の部に表示するのは不適当と判断されました。そこで、同じ貸方の純資産の部に計上しようということになったのですが、株主資本の区分に入れることはできません。

なぜなら、新株予約権は将来、権利行使されて払い込みがあれば株主資本に変わりますが、失効してしまえば株主資本にはならないからです。

つまり、新株予約権はその時点では確定した性格を持っていないのです。そこで、株主資本の区分には記載することはできないので、純資産の部の中の株主資本以外の区分に記載することとなりました。